第 6 次 地 域 管 理 経 営 計 画 書

（広渡川森林計画区）

（第１次変更計画）

計画期間（自　令和２年４月１日　至　令和７年３月31日）

（令和４年３月変更）

九州森林管理局

地域管理経営計画の変更について

［変更理由］

次の理由から国有林野管理経営規程（平成 11 年 1 月 21 日農林水産省訓令第 2 号）第 6 条第 9 項に基づき変更する。

１　生物群集保護林を新たに設定するため、特に保護を図るべき森林に関する事項を変更する。

なお、本変更計画の効力は、令和４年４月１日より生じる。

注１：　本文については、変更等を行う項目に係る部分を掲載しており、文中の下線部が変更等の個所である。

注２：　各表の数値の計は四捨五入のため、必ずしも一致しない。

目　　次

２　国有林野の維持及び保存に関する事項 …… 1

(3)　特に保護を図るべき森林に関する事項 …… 1

２　国有林野の維持及び保存に関する事項

（３）　特に保護を図るべき森林に関する事項

①　保護林

種　　類	箇　所　数	面積（ｈａ）
生物群集保護林	2	968.19
希少個体群保護林	3	15.04
総　数	5	983.23